

ジョブ・カードくん他商標マーク使用規程

令和元年7月25日
人材開発統括官付参事官
(若年者・キャリア形成支援担当) 付
キャリア形成支援室

(目的)

第1条 本規程は、ジョブ・カード制度の普及に向けた認知向上を目的にジョブ・カードくんのマーク及びその他のマーク（以下「マーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もってマークの適正な使用及びジョブ・カード制度の認知向上等に寄与することを目的とする。

(マーク)

第2条 マークは別紙に掲げるものとする。

(使用することができる者)

第3条 厚生労働省及び厚生労働省の職員以外の使用希望者（厚生労働省の職務外でマークを使用する場合の同省職員を含む。以下「使用希望者」という。）は、次条に規定する使用の届出を行った場合、本規程に従い指定商品又は指定役務についてマークを使用することができる。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に規定する場合に限り、指定商品又は指定役務についてマークを使用することができる。この場合において、マークを使用する者は、本規程（第4条を除く。）を遵守しなければならない。

一 厚生労働省の委嘱を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、厚生労働省の委嘱を受けていることを、マークを用いて表示する場合

二 厚生労働省が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品に、厚生労働省が共催等を行うことを、マークを用いて表示する場合（営利を主たる目的としないものに限る。）

三 厚生労働省が公表した資料の転載等を行う際に、マークが含まれている場合

四 行政機関（厚生労働省以外の省庁、地方公共団体を含む。）の職員が業務の遂行に供する目的で使用する場合

五 前各号に該当する場合のほか、人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付キャリア形成支援室長（以下「キャリア形成支援室長」という。）がその使用を認めた場合

(使用の届出)

第4条 使用希望者は、第3条第1項の使用を希望する場合、本規程を承諾した上で、ジョブ・カードくん他マーク商標使用届(様式第1)を郵送又は電子メールにより、キャリア形成支援室長に提出するものとする。

2 使用希望者は、前項の規定に基づく使用届の内容(ただし「使用開始(予定)日」を除く。)に変更があった場合は、速やかに、ジョブ・カードくん他商標マーク使用届記載事項変更届(様式第2)を郵送又は電子メールにより、キャリア形成支援室長に提出するものとする。

(使用の管理等)

第5条 キャリア形成支援室長は、第3条第1項により使用を希望し、前条第1項により届出を行った者及び第3条第2項の規程によりマークを使用することができる者(以下「使用者」という。)に対し、マークの使用状況等について報告を求めることができ、当該報告の求めを受けた使用者はキャリア形成支援室長に対して報告をしなければならない。

2 キャリア形成支援室長は、使用者及びマークの使用状況等に関する情報について、厚生労働省ホームページへの掲載を含む情報発信、統計処理等に活用することができる。

(使用の中止等)

第6条 キャリア形成支援室長は、使用者によるマークの使用状況が次の各号のいずれかに該当する場合、当該使用者及び当該使用者に係る使用の届出に基づく使用の全部又は一部に対し、マーク使用の中止を求めることができる。

一 第9条第1項に違反した場合

二 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合

三 その他キャリア形成支援室長が、その使用が不適切であると認めた場合

(使用料)

第7条 本規程を遵守する場合に限り、マークの使用料は、無料とする。

(マーク使用に関わる権利)

第8条 マークに関する一切の権利は、国に帰属し、キャリア形成支援室長が管理する。

(遵守事項)

第9条 使用者は、本規程を遵守するとともに、マークの機能と品位を損なうことのないように努めなければならない。

(損害賠償等)

第10条 マークの使用に関して、使用者に損害が生じた場合において、国及びキャリア形成支援室長は、その損害について賠償する責任を負わない。

2 使用者は、マークの使用により国又は第三者に損害を与えた場合には、その損害について賠償する責任を負う。

3 国及びキャリア形成支援室長は、使用者がマークの使用により第三者に生じさせた一切の損害について責任を負わない。

4 国及びキャリア形成支援室長は、使用者でない者がマークを使用した場合は、当該使用者でない者に対し、マークの使用の差止請求、損害賠償請求その他必要な措置を講ずることができる。

(使用の非独占性等)

第11条 本規程は、使用者に対し、マークを使用することを許すにとどまるものであり、これを超えて、マークを使用者に使用させる権利その他のマークに関する何らの権利を付与するものではなく、使用者は、キャリア形成支援室長の事前の承諾なく、第三者にマークを使用させ、その他のいかなる権限も行使してはならない。

2 本規程は、使用者に対し、マークを独占的に使用する権利を付与するものではない。

3 厚生労働省は、マークを付した使用者の商品又は役務を推奨するものではない。

(規程の改定)

第12条 キャリア形成支援室長は、本規程を事前の通知なく、必要に応じて改定する場合がある。

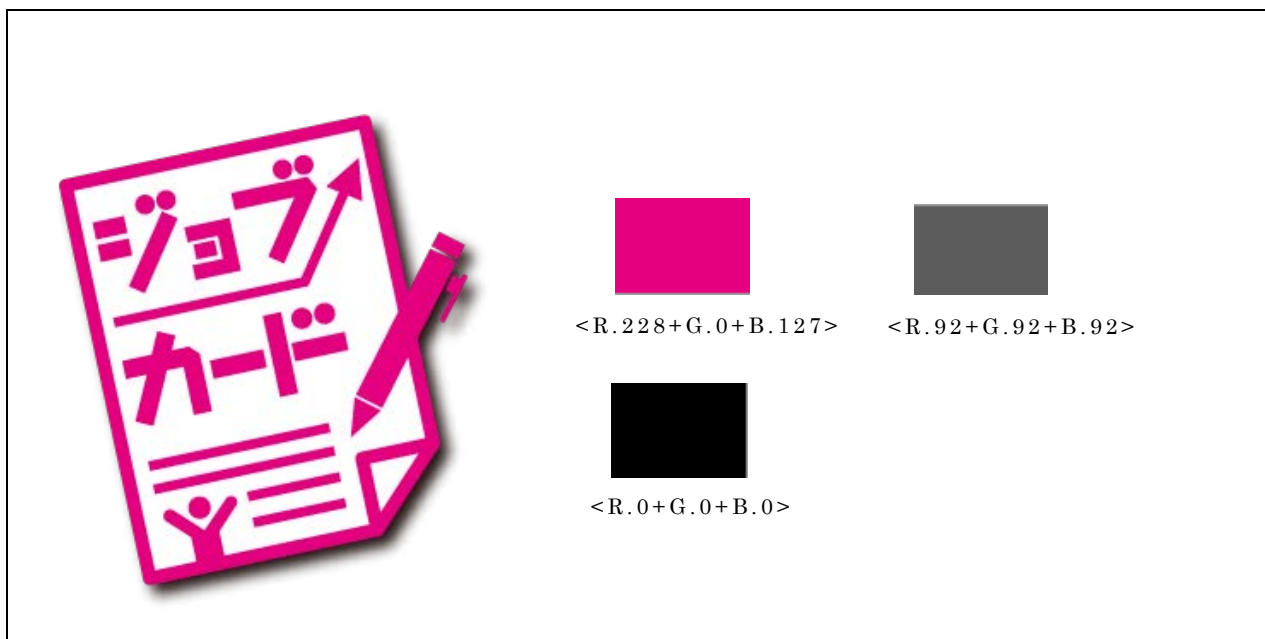
2 キャリア形成支援室長は、本規程を改定した場合には、速やかに、その旨を公表する。

(附則)

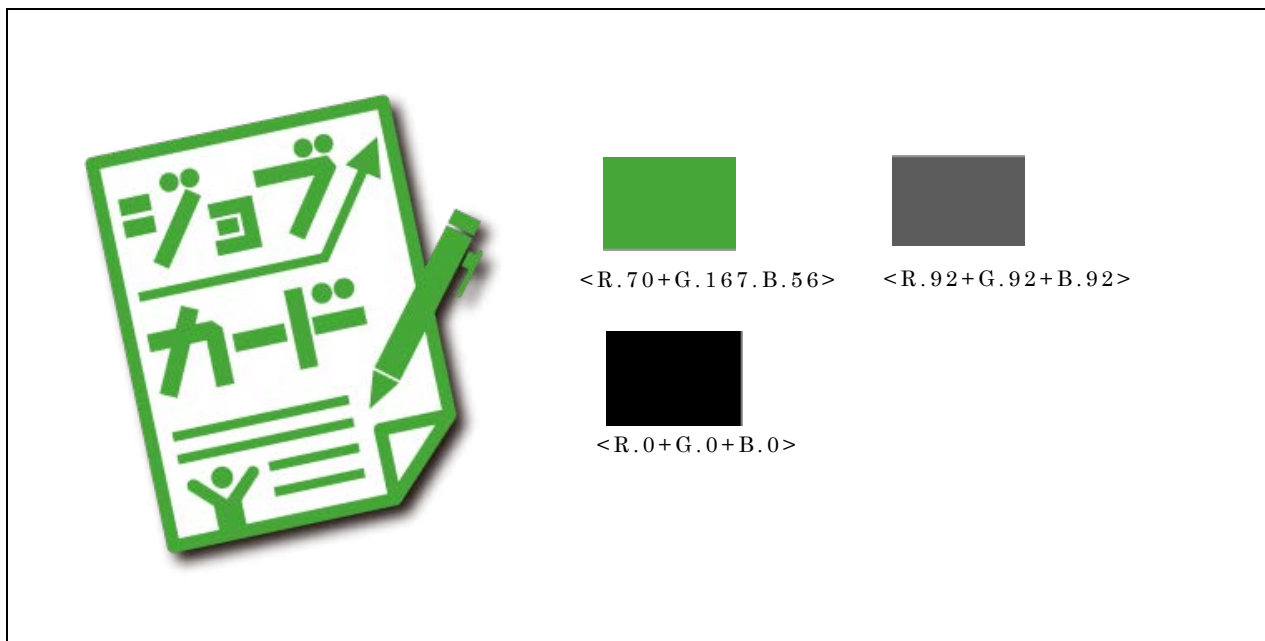
この規程は、令和元年7月25日から施行する。

別紙

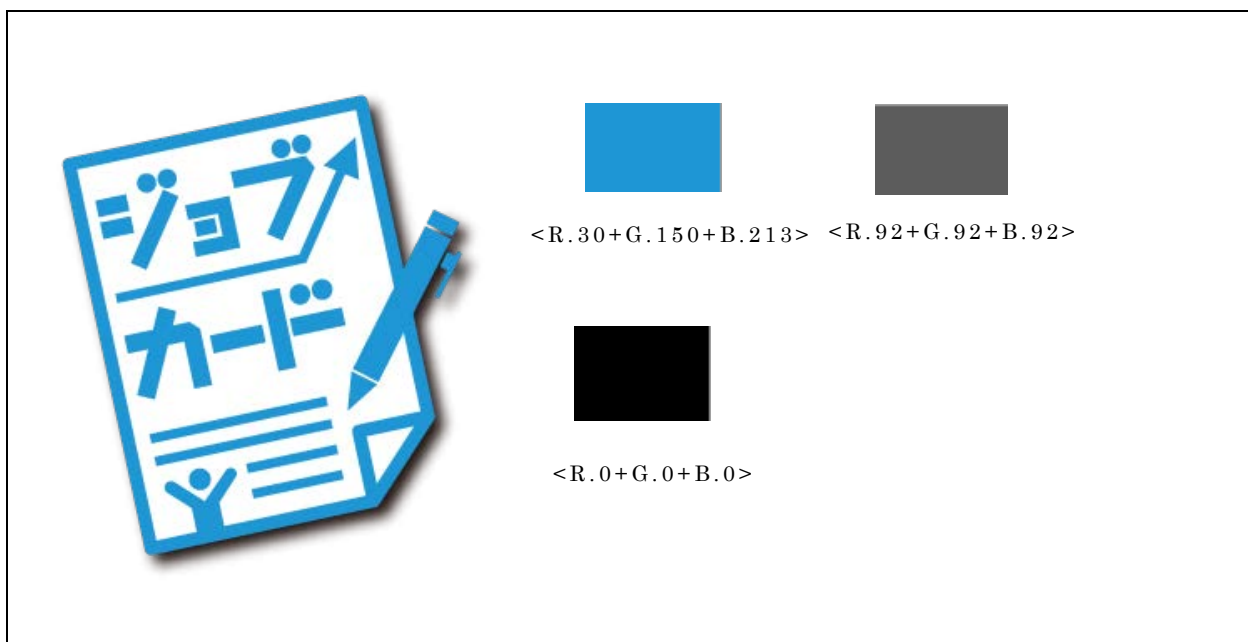
・登録第6140077号



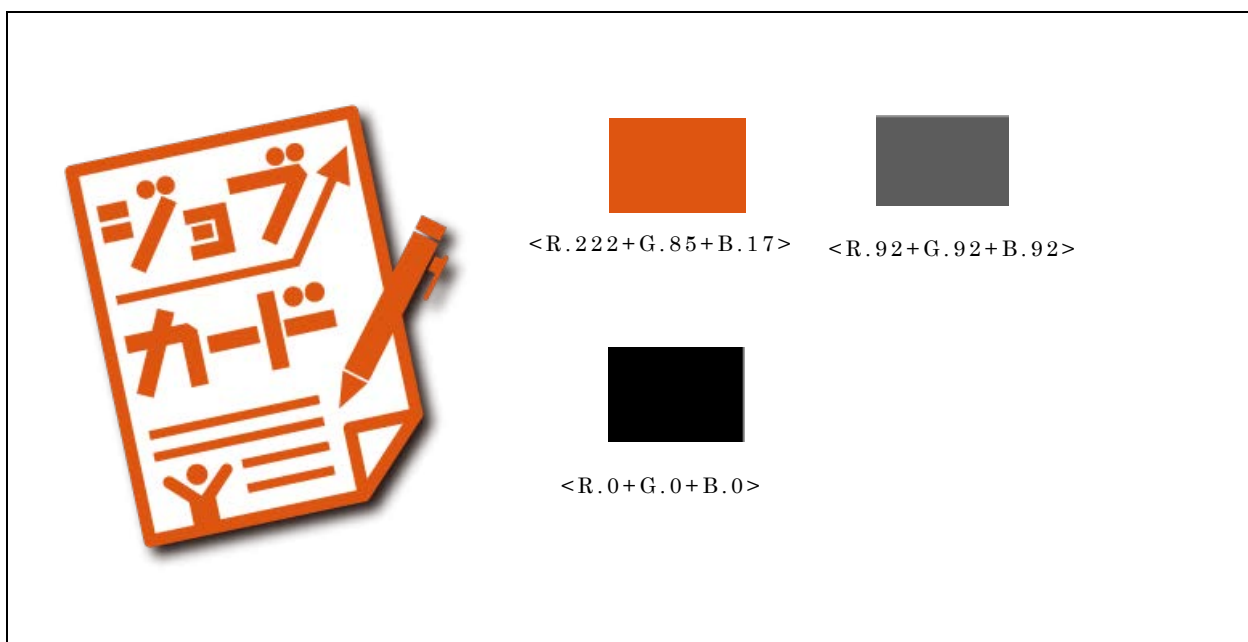
・登録第6140078号



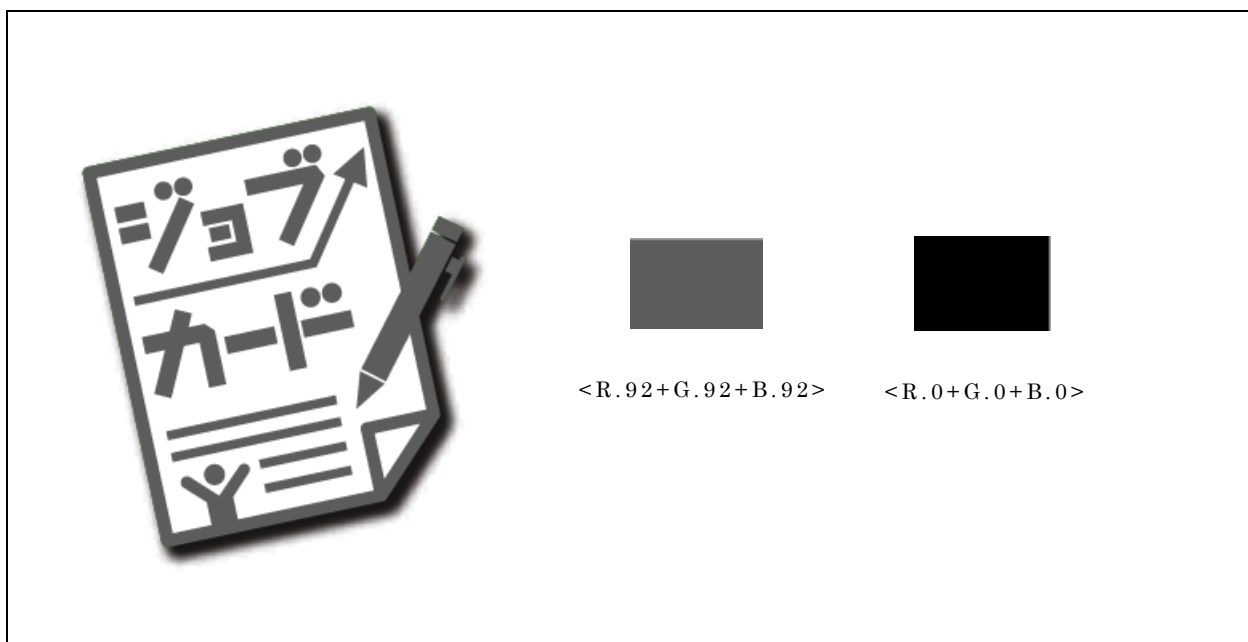
・登録第 6 1 4 0 0 7 9 号



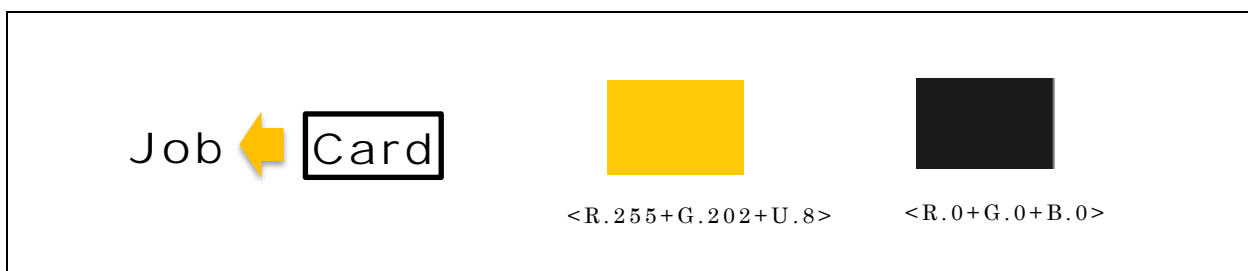
・登録第 6 1 4 0 0 8 0 号



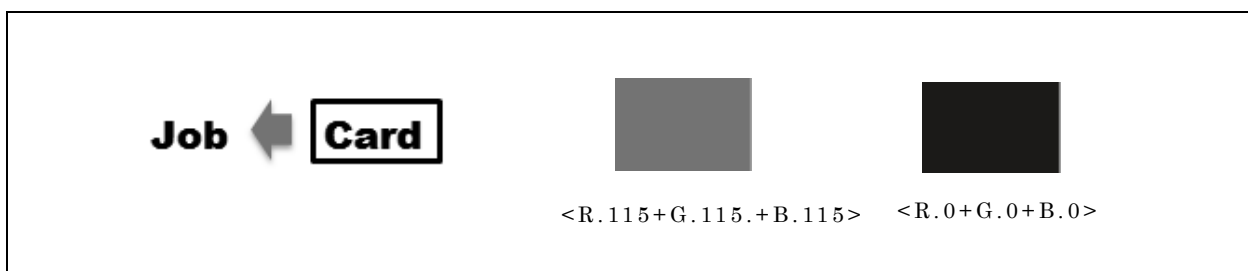
・登録第6140077～80号モノクロ



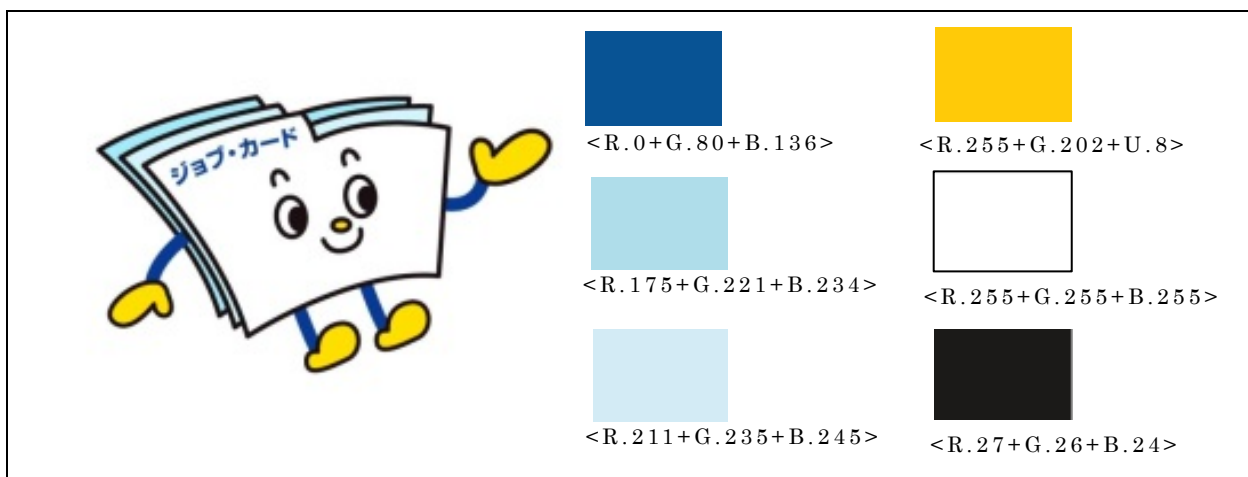
・登録第6140081号



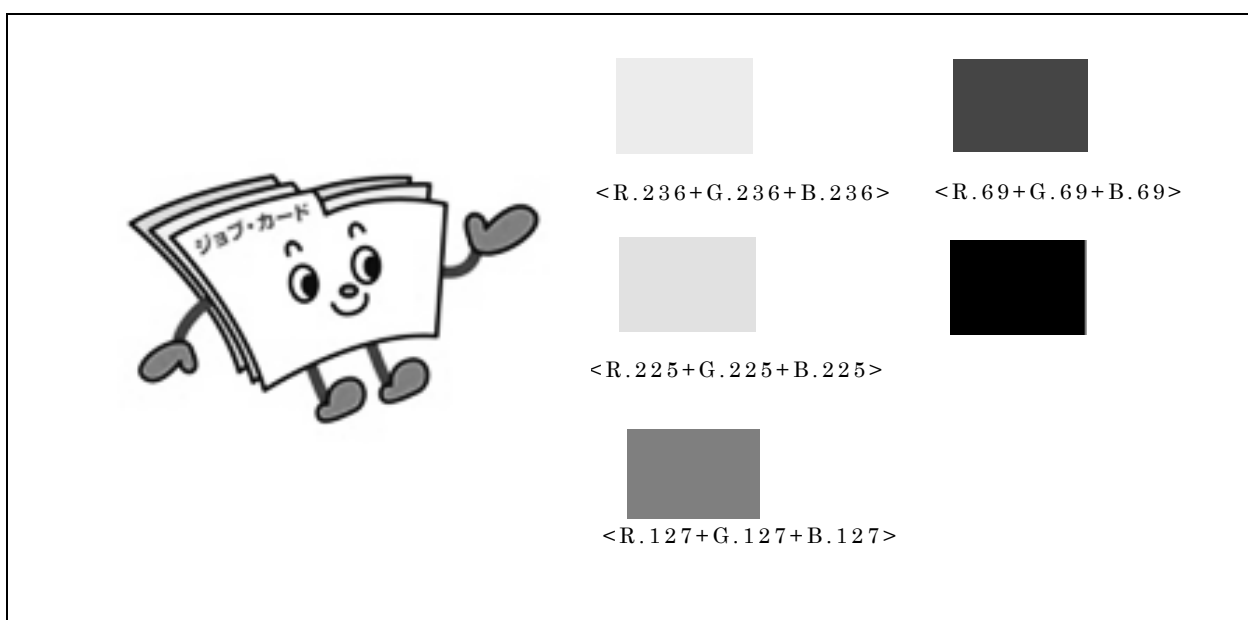
・登録第6140081号モノクロ



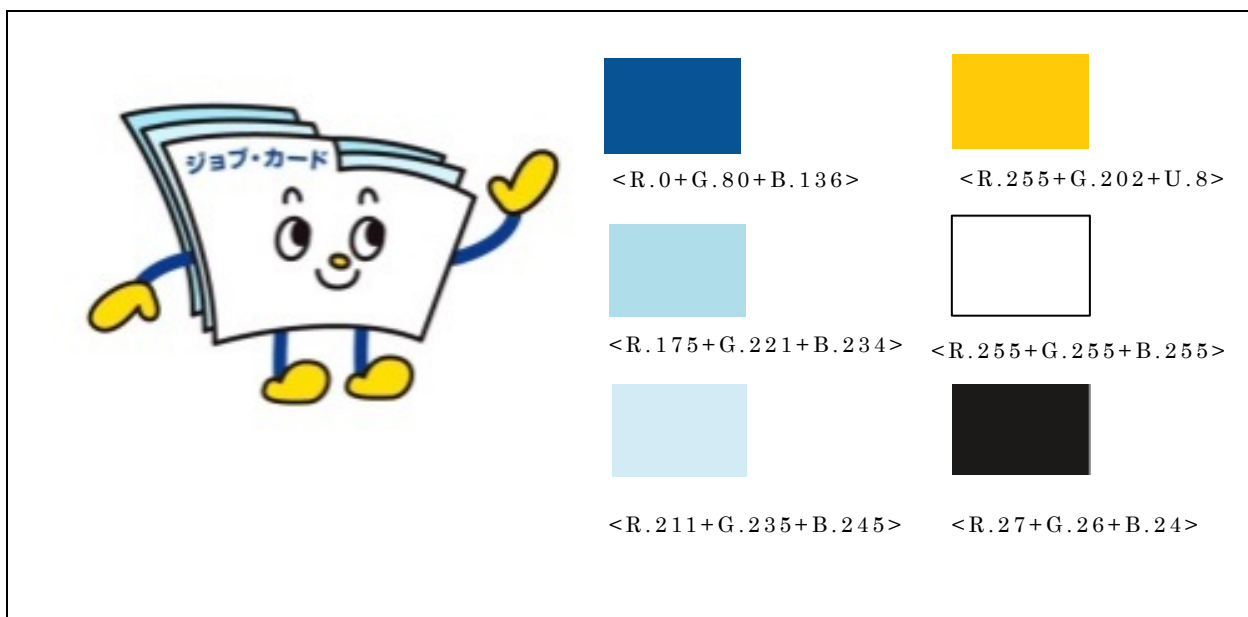
・登録第6140082号



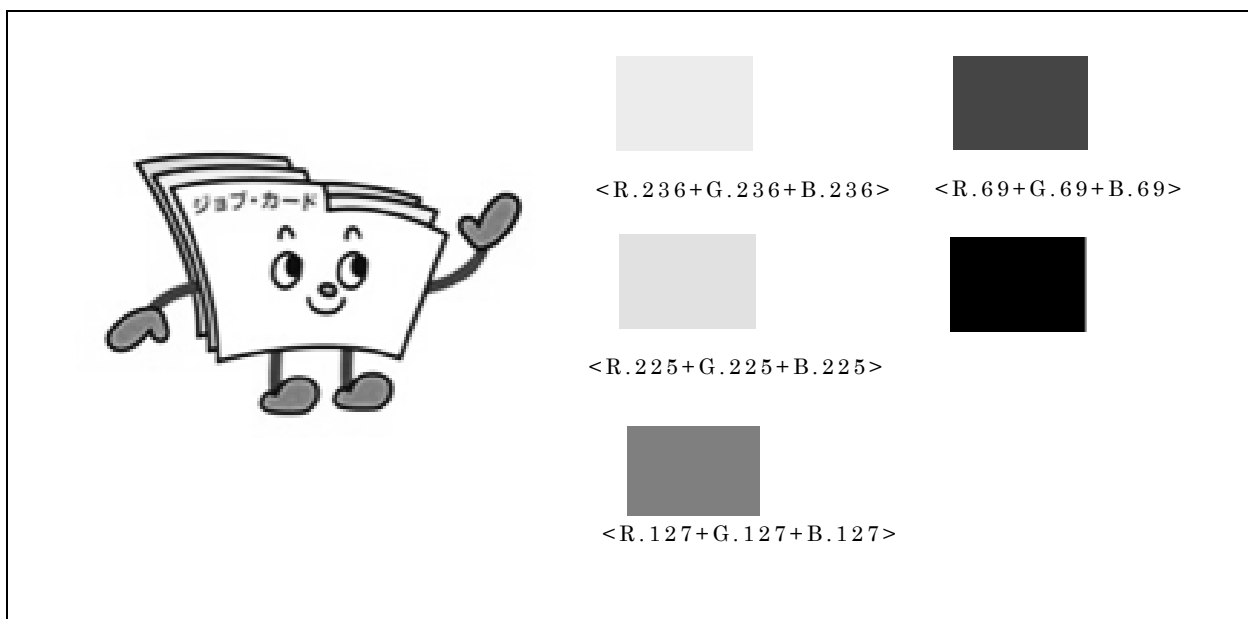
・登録第6140082号モノクロ



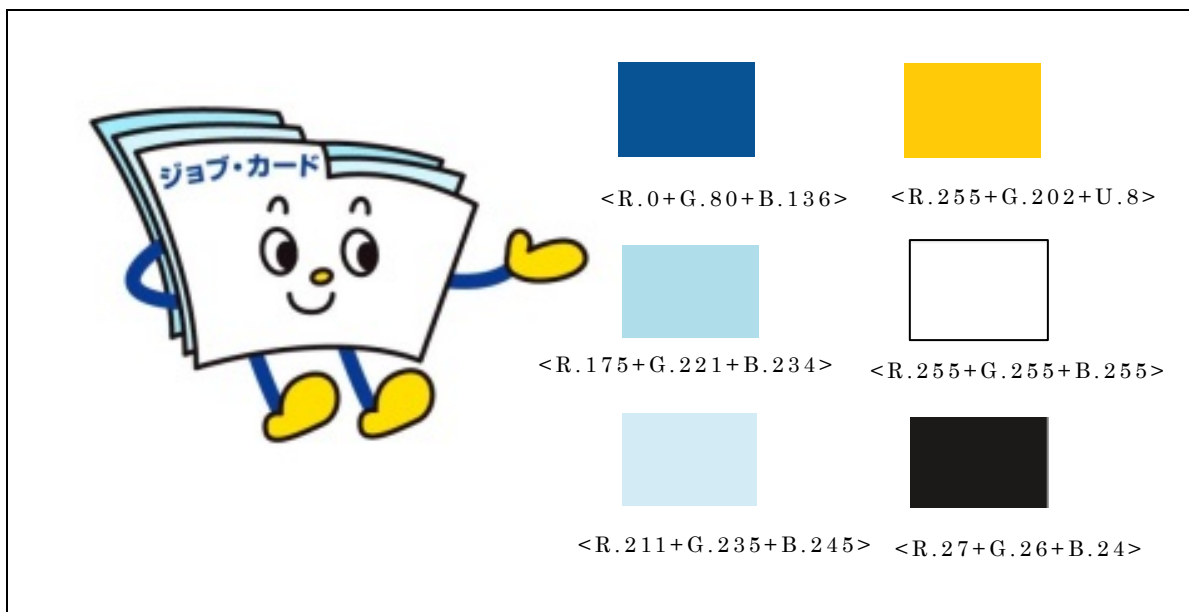
・登録第6140083号



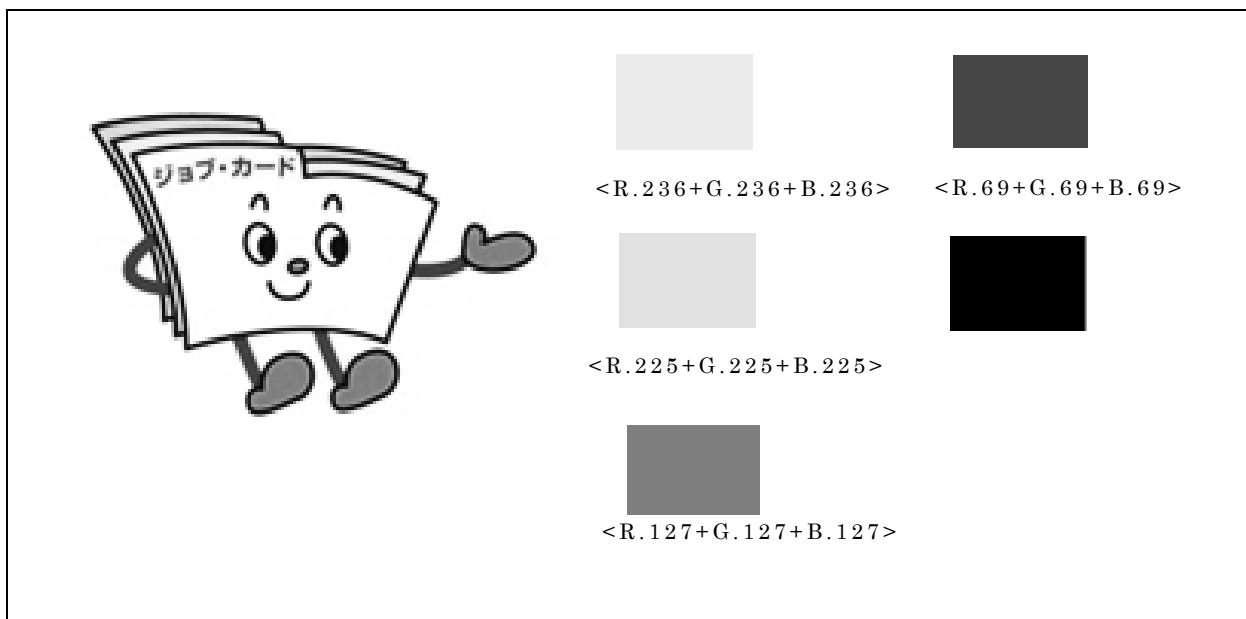
・登録第6140083号モノクロ



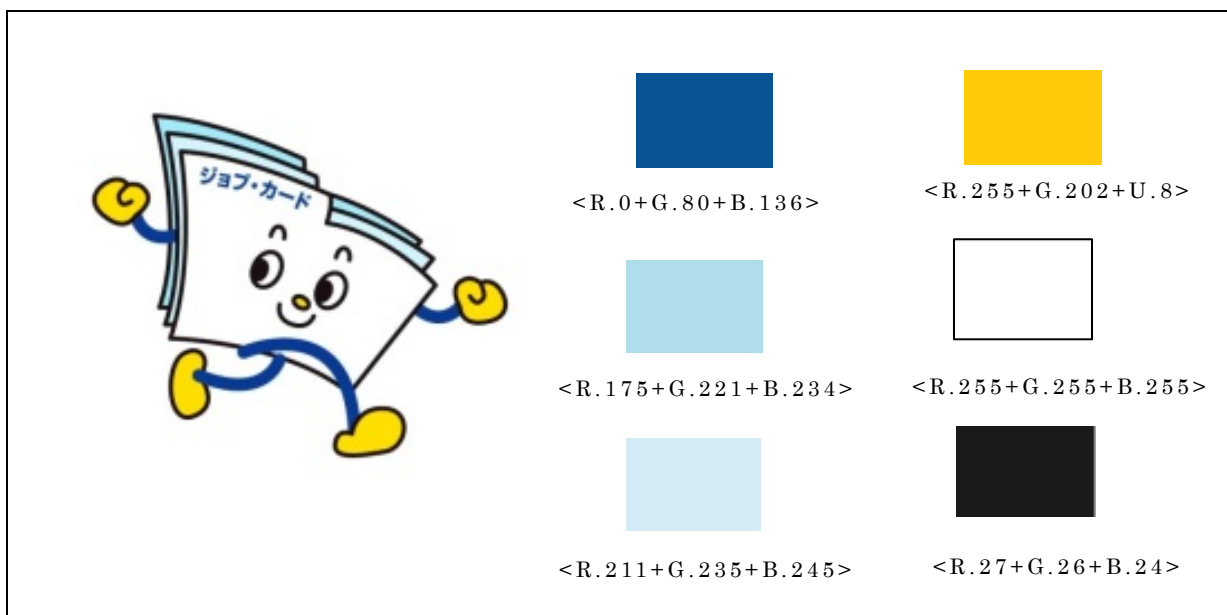
・登録第6140084号



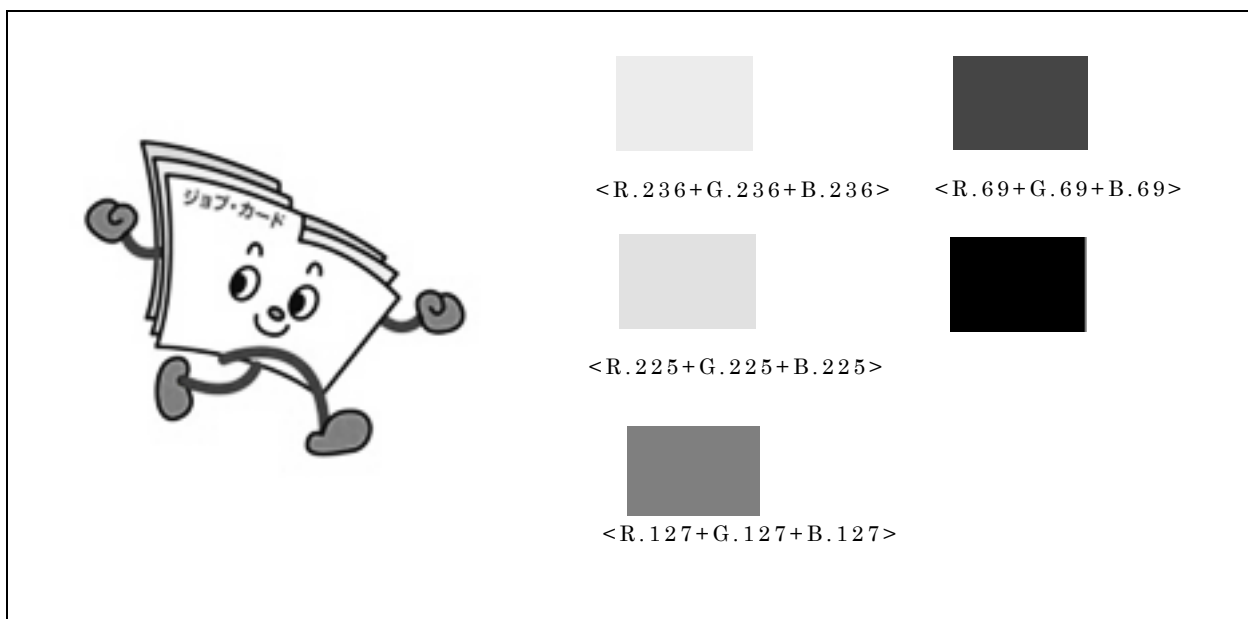
・登録第6140084号モノクロ



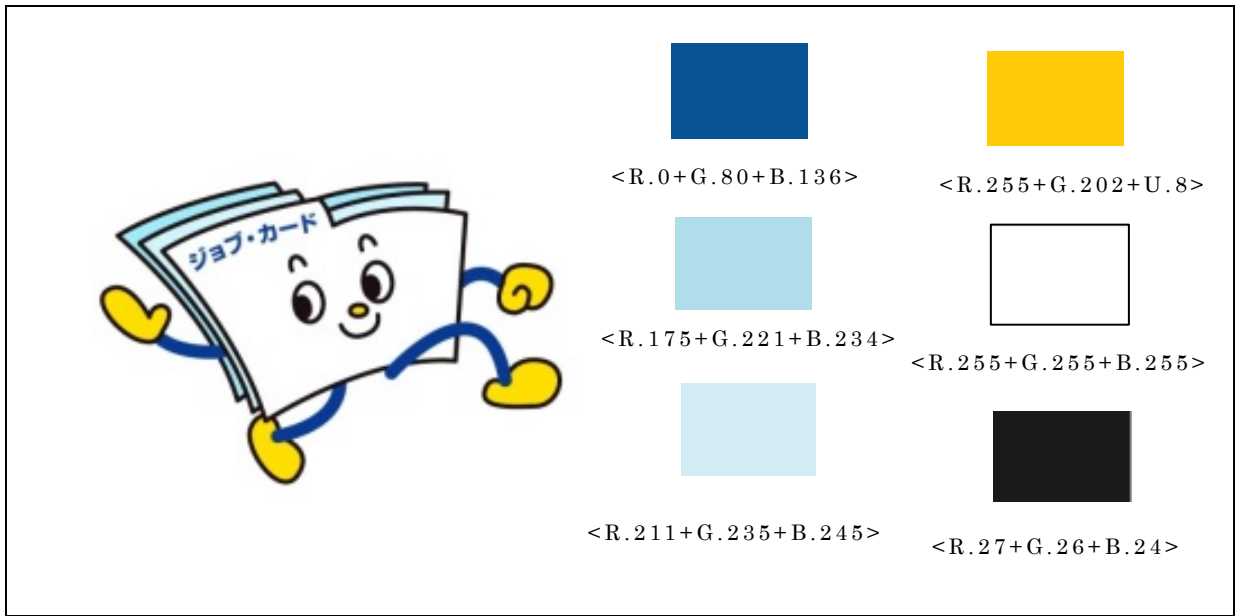
・登録第6140085号



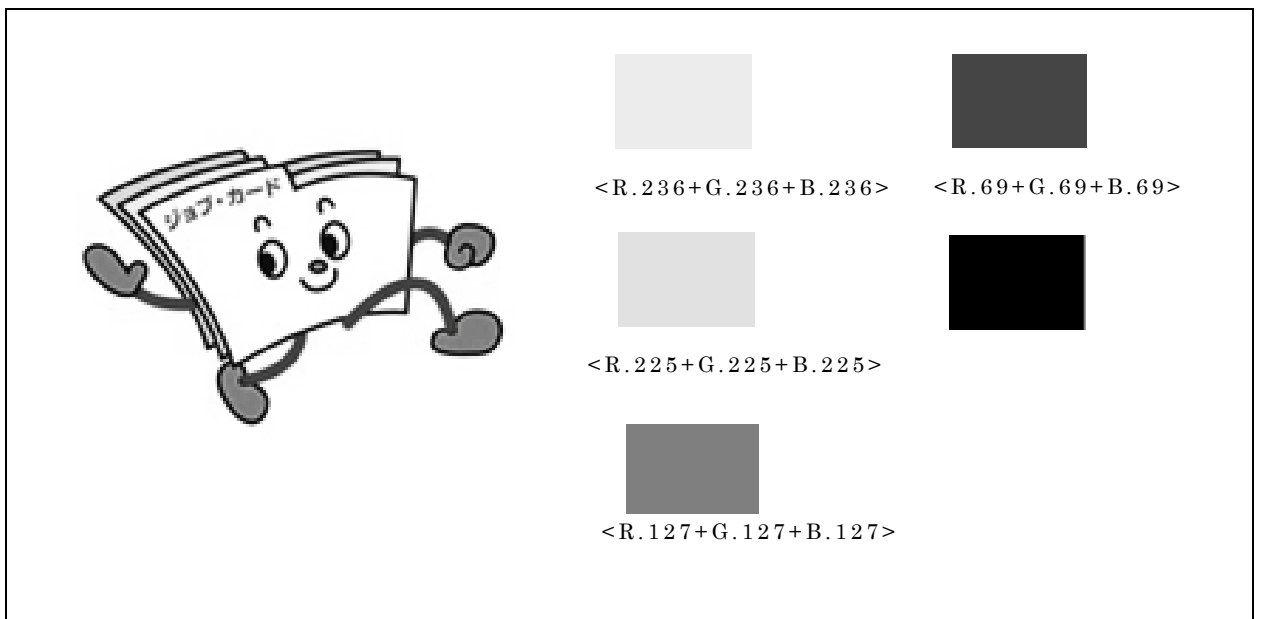
・登録第6140085号モノクロ



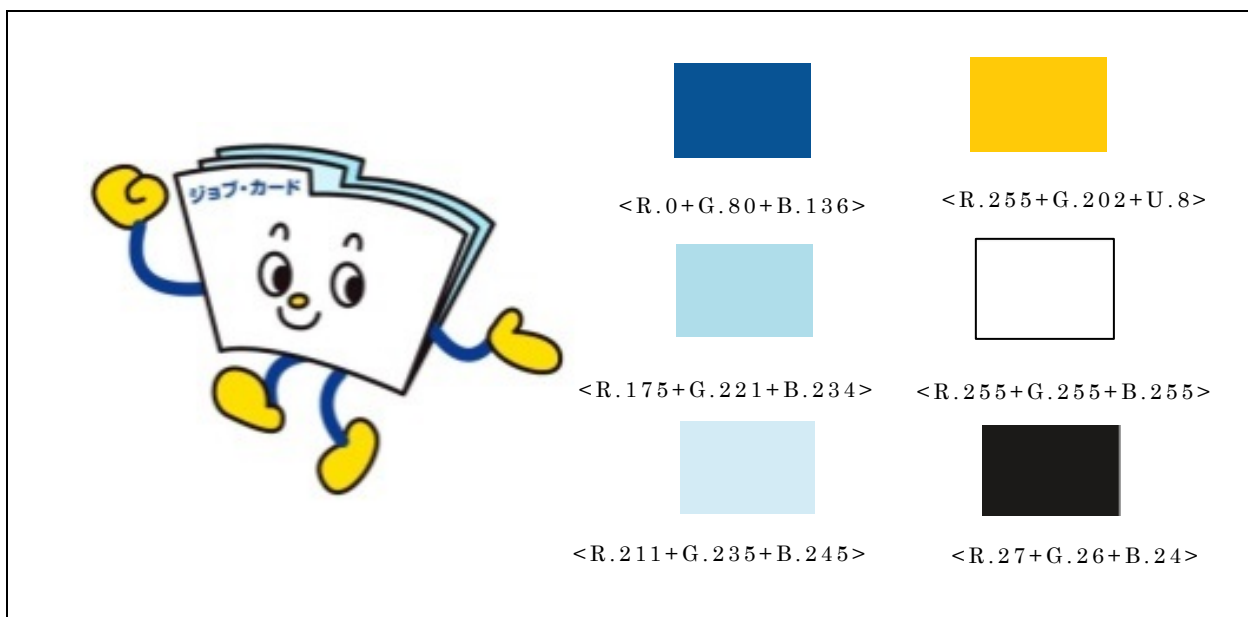
・登録第6140086号



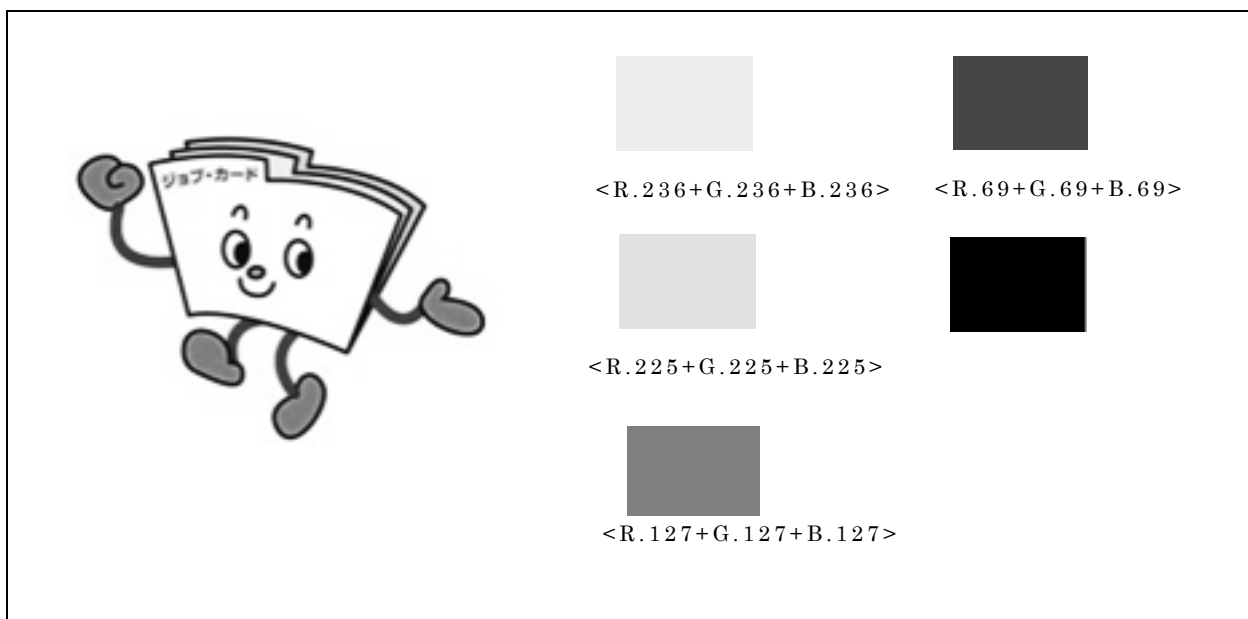
・登録第6140086号モノクロ



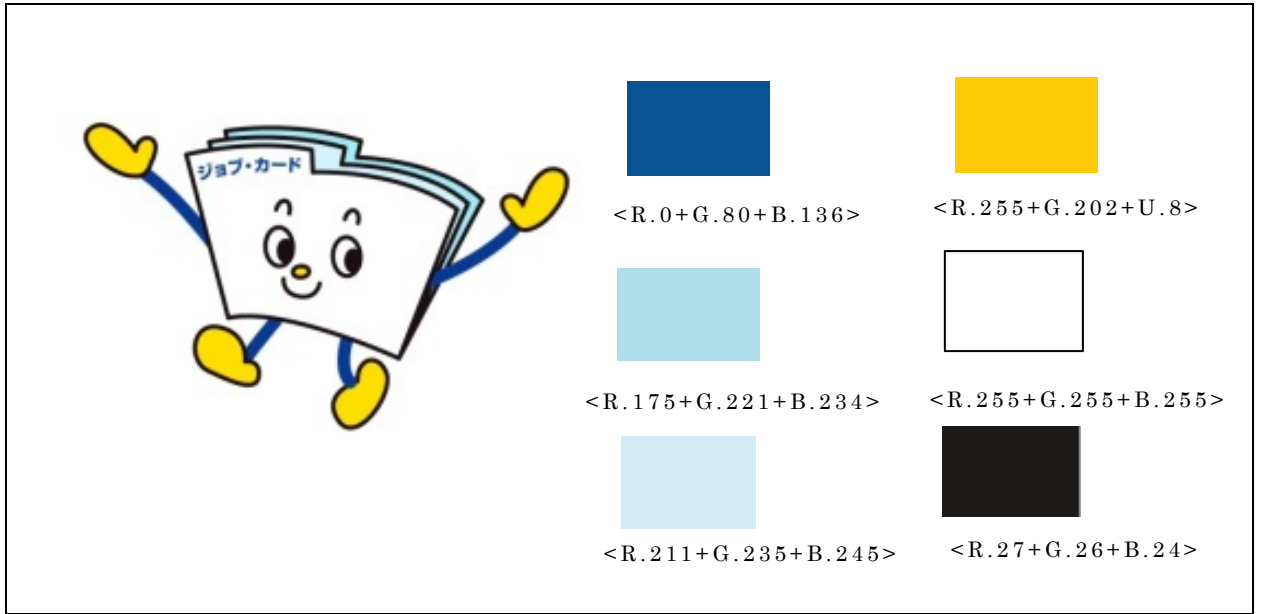
・登録第6140087号



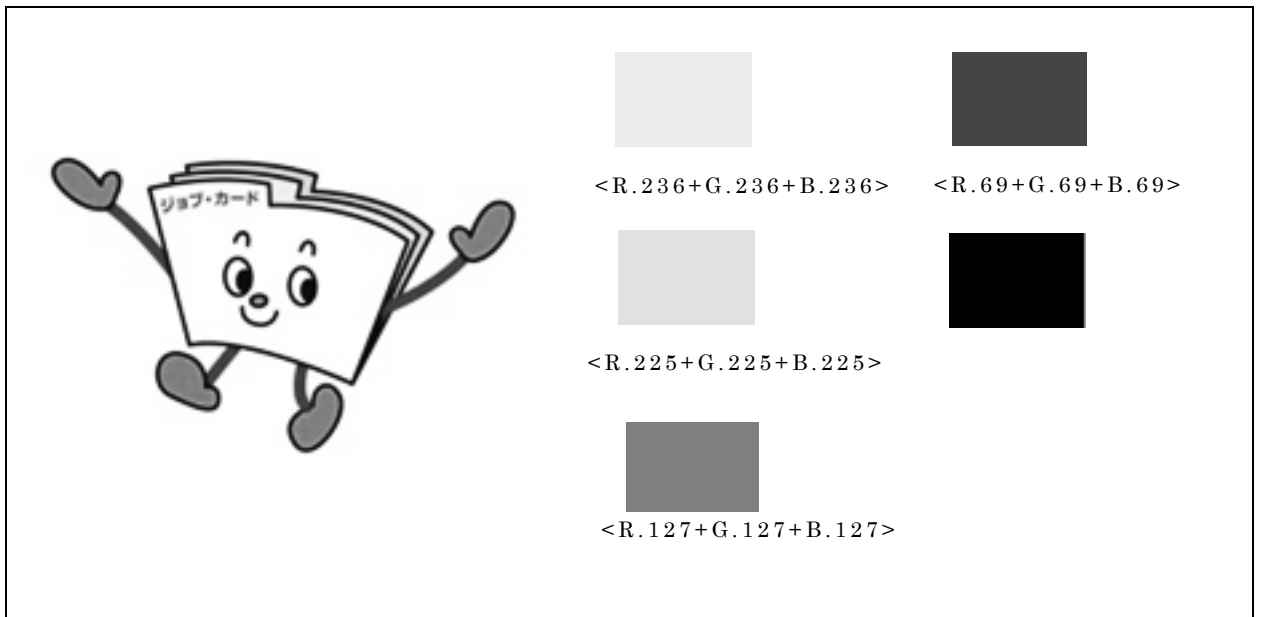
・登録第6140087号モノクロ



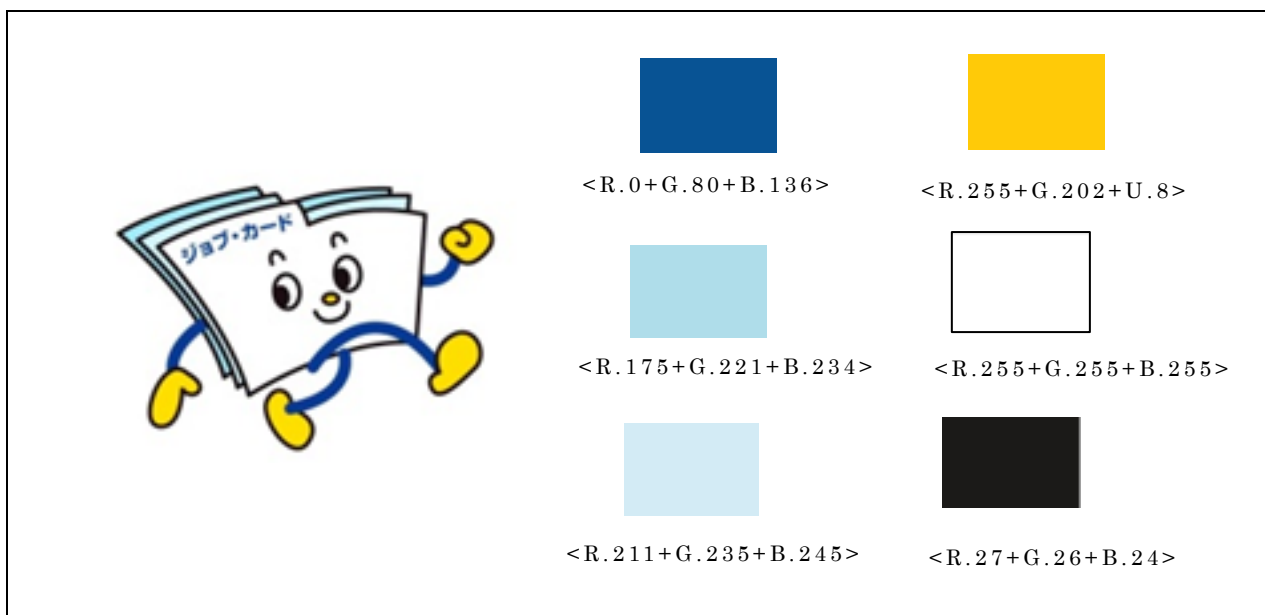
・登録第6140088号



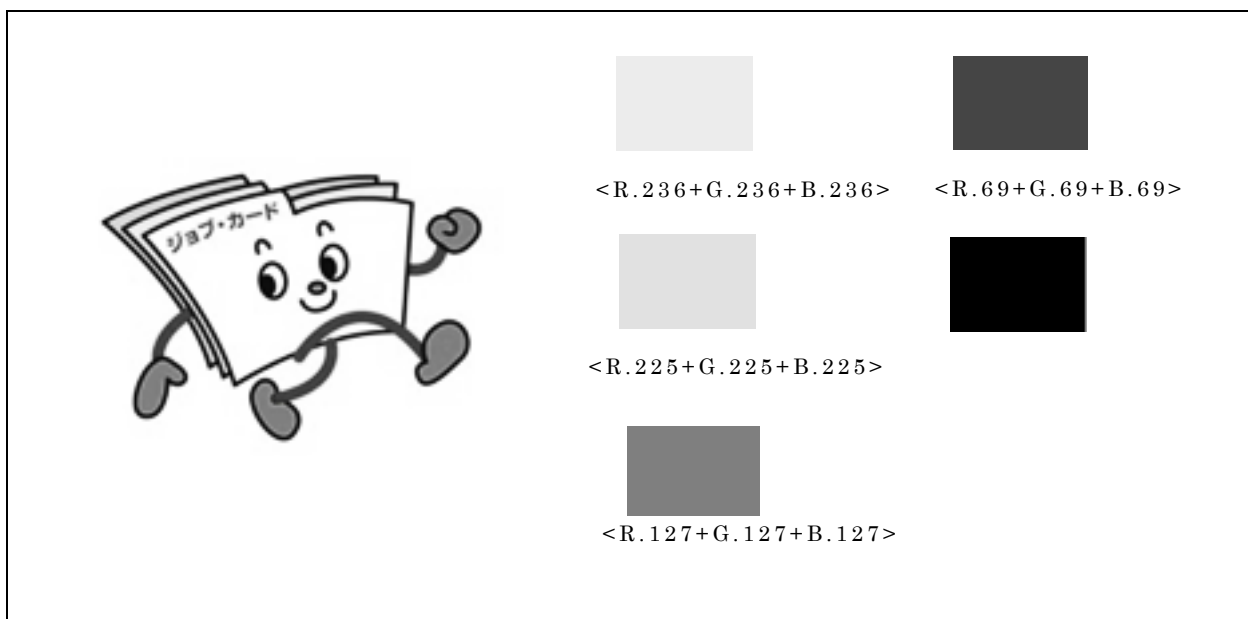
・登録第6140088号モノクロ



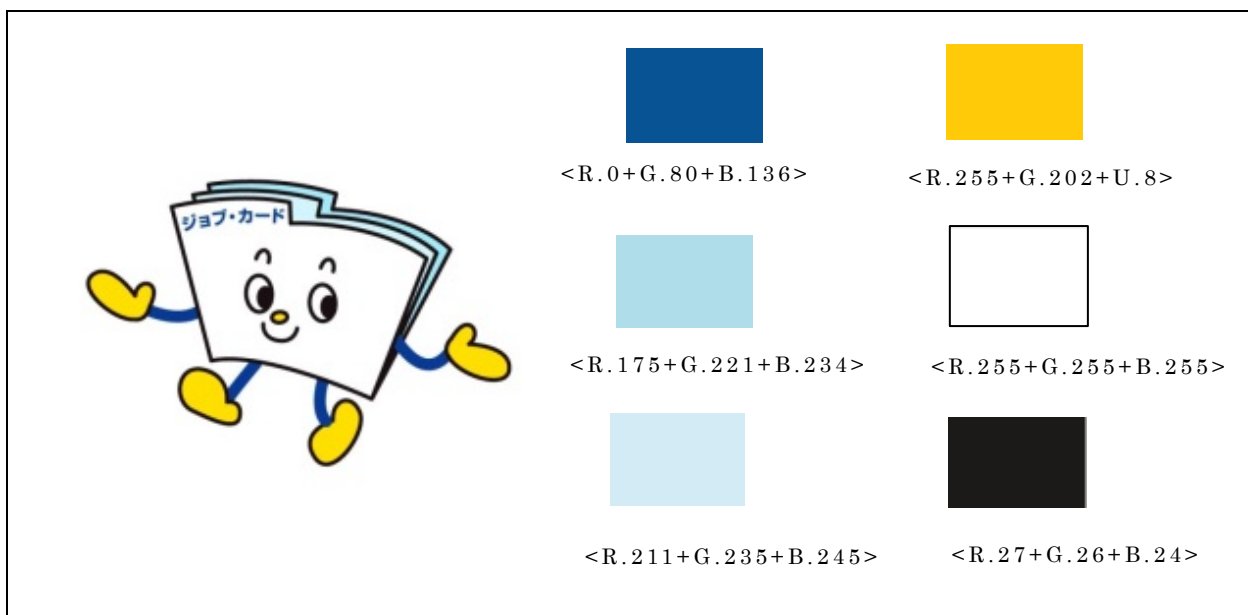
・登録第 6 1 4 0 0 8 9 号



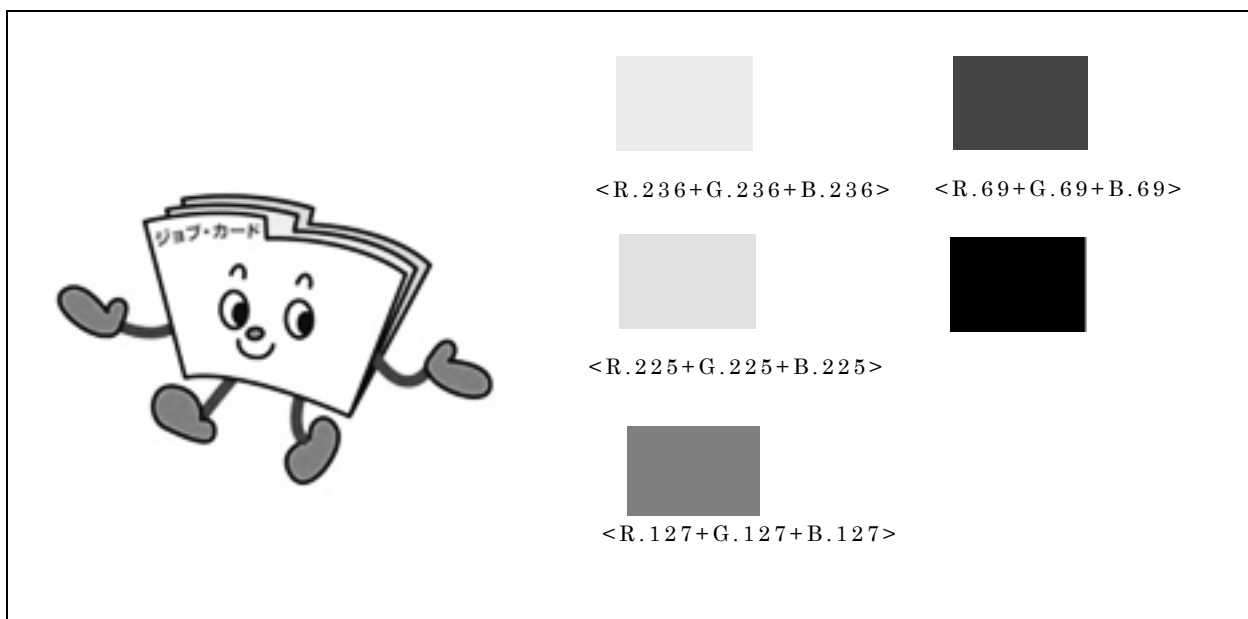
・登録第 6 1 4 0 0 8 9 号モノクロ



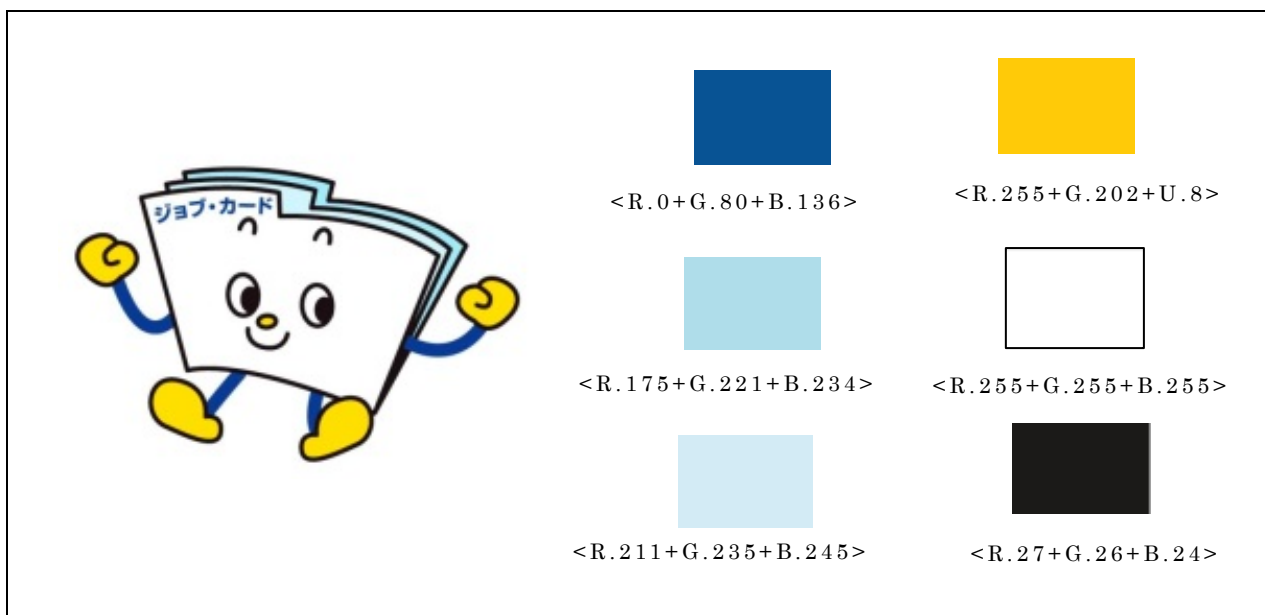
・登録第6140090号



・登録第6140090号モノクロ



・登録第 6 1 4 0 0 9 1 号



・登録第 6 1 4 0 0 9 1 号モノクロ

